

滋賀県市町村職員研修センター公印規則

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター規則第3号]

改正 平成19年 9月 1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、滋賀県市町村職員研修センター管理者の所管する公印（以下単に「公印」という。）の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の名称、寸法および個数は、次のとおりとする。

名 称	寸 法	個 数
滋賀県市町村職員研修センター管理者印	方24ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター管理者職務代理人印	方24ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター事務局長印	方21ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター印	方24ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター会計管理者印	方23ミリメートル	1
滋賀県市町村職員研修センター会計管理者事務代理人印	方23ミリメートル	1

(新調等の告示)

第3条 管理者は、公印の新調、改刻または廃止をしたときは、速やかにその旨およびその公印の印影を告示しなければならない。

(公印の管理)

第4条 公印の取扱い、保管その他公印の管理の総括は、事務局長が行う。

2 公印は、厳正に取り扱うものとし、使用しないときは、堅固な容器に納めて施錠しなければならない。

(公印を使用したときの事務処理)

第5条 職員は、公印を使用したときは、その文書の回議書の所定の欄に、公印を使用した旨の記述をしなければならない。

(廃止した公印の処分)

第6条 事務局長は、公印を廃止したときは、その公印を切断、焼却等適当な方法で廃棄処分しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、公印の取扱い等に関し必要な事項は、その都度管

理者が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年9月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県市町村職員研修センター監査委員公印規程

[平成14年5月10日滋賀県市町村職員研修センター監査委員規程第1号]

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるものを除き、滋賀県市町村職員研修センター監査委員の公印の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 滋賀県市町村職員研修センター監査委員の所管する公印の名称、寸法および個数は次のとおりとする。

名 称	寸 法	個 数
滋賀県市町村職員研修センター代表監査委員印	方24ミリメートル	1

(滋賀県市町村職員研修センター公印規則の準用)

第3条 滋賀県市町村職員研修センター公印規則（平成14年滋賀県市町村職員研修センター規則第3号）第3条から第7条までの規定は、滋賀県市町村職員研修センター監査委員の所管する公印に係る新調等の告示、公印の管理、公印を使用したときの事務処理、廃止した公印の処分、その他について準用する。この場合において、同規則の規定中「管理者」とあるのは「代表監査委員」と、「事務局長」とあるのは「書記」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成14年5月10日から施行する。